

障害者（児）の福祉サービス



桑 名 市

障害者手帳制度

障害者手帳は、各種の福祉制度を利用するために必要なものです。

身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障害があると認められた方が各種の福祉サービスを利用するために必要なものです。手帳の等級は、障害の種類や程度により1～6級までの区分があります。

対 象

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に一定の永続する障害のある方

申請方法

- (1) 市役所 障害福祉課にて申請書類（申請書・診断書）を受け取る
 - (2) 各医療機関の指定医師による診断
 - (3) 診断書・申請書・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）をマイナンバー（個人番号）及び身元確認書類持参の上、①の窓口へ提出
 - (4) 申請後、約2ヵ月後で手帳の交付
- ※ 住所変更、氏名変更、保護者変更、亡くなられた時、破損、紛失された時など手続きが必要です。

精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障害の状態にある方が各種の福祉サービスを利用するために必要なものです。手帳の等級は、障害の程度により1～3級の区分があります。

対 象

精神疾患のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

申請方法

- (1) 市役所 障害福祉課で申請書・診断書を受け取る。
- (2) 申請書と医師の診断書（初診日から6ヶ月以降のものに限る）又は障害年金証書の写し等とマイナンバー（個人番号）及び写真（タテ4cm×ヨコ3cm）
【※写真は添付を希望する場合のみ】、身元確認書類持参の上、①の窓口へ提出
- (3) 約2～3ヵ月後に三重県より交付。①の窓口より通知します。
※ 有効期限は2年です。更新される場合は3ヶ月前から手続きができます。
住所変更、氏名変更、亡くなられた時、破損、紛失されたときなどは手続きが必要です。
※ 医療機関にて申請事務を代行してもらえる場合もあります（医療機関に相談してください）。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更正相談所において、知的障害があると判定された方が各種の福祉サービスを利用するために必要なものです。

手帳の等級は、障害の程度によりA1、A2、B1、B2までの区分があります。

対 象

18歳未満の方 北勢児童相談所で知的障害と判定された方

18歳以上の方 三重県障害者相談支援センターで知的障害と判定された方

申請方法

18歳未満の方 (1) 市役所 子ども発達・小児在宅支援室で相談、判定予約
(2) 北勢児童相談所が判定
(3) 市役所 障害福祉課に写真(タテ4cm×ヨコ3cm)、
マイナンバー(個人番号)及び身元確認書類を持参のうえ申請
(4) 申請後、約2ヶ月で手帳の交付

18歳以上の方 (1) 市役所 障害福祉課で相談
(2) 家庭訪問により調査書作成
(3) 三重県障害者相談支援センターへ調査書送付
(4) 三重県障害者相談支援センターより巡回訪問、判定
(5) ①の窓口の写真(タテ4cm×ヨコ3cm)、
マイナンバー(個人番号)及び身元確認書類を持参のうえ申請
(6) 申請後、約2ヶ月で手帳の交付
※ 住所変更、氏名変更、保護者変更、亡くなられた時、再判定を
受けたとき、破損、紛失された時は手続きが必要です。

お問合せ

障害福祉課 TEL 24-1171 , FAX 24-5812

※以降、窓口が記載されていないサービスの窓口は、障害福祉課が窓口となります。

目次

1. 障害者総合支援法によるサービス	
1-1 介護・訓練等給付	7
1-2 自立支援医療（更生医療の給付）	8
1-3 自立支援医療（育成医療の給付）	8
1-4 自立支援医療（精神通院医療）	8
1-5 補装具の交付・修理	9
1-6 地域生活支援事業	9
1-7 日常生活用具の給付	10
2. その他サービス	
2-1 福祉医療費助成（障害者、65歳以上重度障害者医療費）	11
2-2 指定難病医療の給付	12
2-3 小児慢性特定疾病医療の給付	12
2-4 障害者おむつ助成	12
2-5 在宅障害者デイサービス事業	12
3. 社会参加の促進	
3-1 自動車改造費助成	13
3-2 自動車運転免許取得助成	13
3-3 自動車燃料費助成	13
3-4 タクシー券助成	14
3-5 タクシー運賃の割引	14
3-6 駐車禁止除外指定車標章	15
3-7 手話通訳者・要約筆記者の派遣	15
3-8 障害者パソコン講習	15
3-9 視覚障害者歩行訓練・点字教室	15
3-10 点字・声の広報等発行事業	15
4. 手当・年金等	
4-1 障害者（児）手当	16
4-2 障害年金	19
4-3 心身障害者扶養共済制度	20

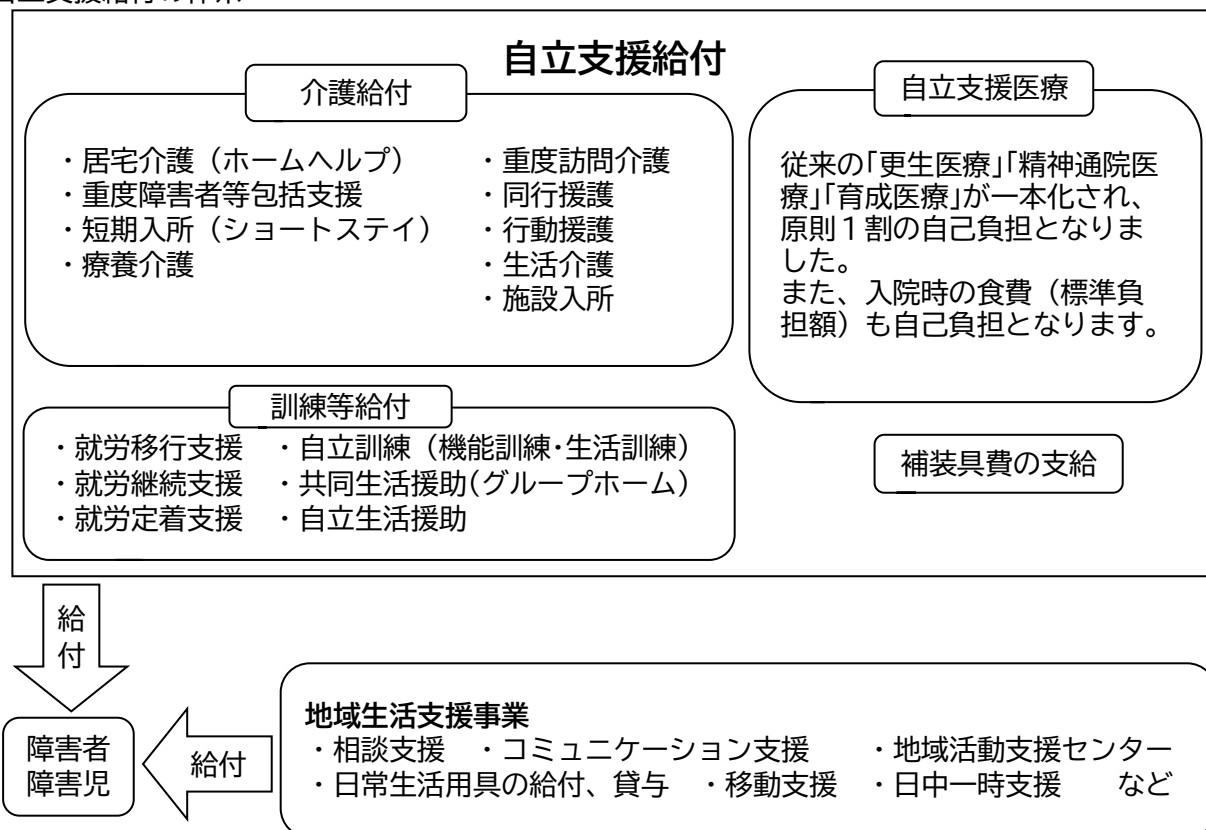
5. 税金・公共料金等の減免	
5－1 税制	21
5－2 自動車税・軽自動車税の減免	24
5－3 点字郵便物の無料取扱い	25
5－4 鉄道・バス運賃の割引	26
5－5 航空運賃の割引	27
5－6 有料道路の通行料金の割引制度	27
5－7 NHK放送受信料の減免	28
5－8 携帯電話料金の割引	28
5－9 NTT無料番号案内	28
6. その他	
6－1 就学奨励費	29
6－2 生活福祉資金の貸し付け	29
6－3 郵便等による不在者投票	30
7. 保育・療育・教育	
7－1 保育	31
7－2 障害児支援	31
7－3 教育	32

1. 障害者総合支援法によるサービス

自立支援給付

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるようサービスを提供します。

自立支援給付の体系



障害者総合支援法のポイント

(1) 障害の種別によらない共通のサービス

身体障害、知的障害、精神障害、難病といった障害種別にかかわらず、個々の障害のある人が必要とするサービスを提供しています。

(2) 働きたい人の支援強化

一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練を行う就労移行支援や就労継続支援、また就労定着支援などのサービスを行います。

(3) 費用をみんなで支えあう

サービスを利用する人も制度を支える一員として、原則として費用の1割を負担していただきます。利用者負担には、所得に応じた負担上限額の設定や個別減免等の負担軽減を設けています。

(4) 支給決定の仕組の透明化、明確化

サービスの必要性を総合的に判定するために、全国統一の認定調査に基づく一次判定と、主治医の意見書を加味した「障害支援区分認定審査会」による二次判定を行い、障害支援区分に応じたサービスの支給決定を行います。

1-1 介護・訓練等給付 障害者総合支援法の主なサービスです。

訪問系サービス（居宅で訪問や通所などで利用するサービス）

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の介助などを行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助、外出時の移動支援などを行います。
	同行援護	視覚障害者を対象に移動時や外出する時などに支援を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難な方で常に介護が必要な人が外出する時などに支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設で介護を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

訪問系サービス（居宅で訪問や通所などで利用するサービス）

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に施設で入浴や排泄、食事の介助や創作的活動の機会を与えます。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定の期間、身体機能や生活機能向上のための訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	一般的な就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	生活のリズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行ないます。

居住支援（入所施設等で住まいの場を提供するサービス）

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介助などを行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	施設から一人暮らしへの移行を希望する人に、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行ないます。

1-2 自立支援医療（更生医療の給付）

身体に障害のある18歳以上の方に対し、その障害を軽くしたり、取り除いて日常生活を容易にするために必要な医療費の一部を公費負担します。

三重県障害者相談支援センターの判定を要し、指定医療機関で治療を受ける必要があります。

原則として医療費の1割は自己負担であり、世帯の所得によって、自己負担上限月額が設定されます。

※治療を行う前に申請をしてください。

対 象 者

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方

給付対象例

人工透析、じん移植、心臓人工弁置換術、ペースメーカー埋込手術、網膜剥離手術、人工関節置換手術、肝移植など

1-3 自立支援医療（育成医療の給付）

身体上の障害を有する児童、または罹患している疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童（いずれも18歳未満）に対して、確実な治療効果を期待しうる場合、対象の障害区分ごとに定められた疾患に対する医学的処置、薬剤又は治療材料等の必要な医療の給付を、指定自立支援医療（育成医療）機関における保険適用の範囲内で一部を公費負担します。

原則として医療費の1割は自己負担であり、世帯の所得によって、自己負担上限月額が設定されます。

※治療を行う前に申請をしてください。

対 象 者

次の全てに該当する方が対象となります。

- ・18歳未満であること。
- ・対象者の保護者の方が桑名市内に居住していること。
- ・現在身体に障害があるか、または現存する疾患があってもそのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められること。
- ・手術などの治療によって確実な治療効果が期待できること。

1-4 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の医療を病院又は診療所へ入院しないで受ける方で、通院治療の必要があると判断された方に医療費の一部を公費負担します。

原則として医療費の1割は自己負担であり、世帯の所得によって、自己負担上限月額が設定されます。

対 象 者

精神疾患の医療を通院治療で受ける必要がある方

1-5 補装具の交付・修理

身体障害者（児）、難病患者の方に、身体上の障害を補い、日常生活が容易にできるよう、必要な用具を交付・修理します（所得制限あり）。

一部を除いて、三重県障害者相談支援センターの判定が必要です。

業者に注文をされる前に申請をしてください。世帯の所得に応じて自己負担があります。

対 象

身体障害者手帳をお持ちの方

※介護保険給付対象者については、介護保険の給付対象である福祉用具と身体障害者制度の補装具の給付品目とで、下記の品目が重複しており、この場合は、原則として介護保険の保険給付を受けていただくことになります。

『重複品目』…車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ

◎ 給付内容

障 害	給付物
視覚障害	眼鏡、視覚障害者安全つえ、義眼
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢（義手・義足）、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置

1-6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の状況に応じて市区町村と都道府県が協力して実施する事業です。

障害者等の地域における日常生活を支えるさまざまな事業を行っています。

① 相談支援事業

障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
また、障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。

② 意思疎通支援事業

聴覚障害等、意思の疎通が困難な方のために手話通訳者・要約筆記者の派遣等、意思疎通を円滑にする事業などを行います。

③ 日常生活用具の給付等事業

重度の障害者に、日常生活上の便宜を図るために必要な用具の給付を行います。

④ 移動支援事業

外出時の移動が困難な方に、自立生活や社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行います。

⑤ 地域活動支援センター事業

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場としての事業を行います。

⑥ 日中一時支援事業

障害者（児）に対して日中活動の場を提供し、障害者（児）の家族の就労支援及び一時的な休息のための支援を行います。

1-7 日常生活用具の給付

在宅の身体障害者（児）、知的障害者（児）、難病患者、小児慢性特定疾患児の方の日常生活を快適に過ごせるよう、等級及び程度に応じて次のような日常生活用具の給付があります。（※所得制限あり）

業者に注文される前に、申請してください。世帯の所得に応じて自己負担があります。

対 象

在宅重度身体障害者（児）・在宅重度知的障害者（児）、難病患者、小児慢性特定疾患児の方

※等級及び程度によって給付されるものが異なります。

※介護保険給付の対象となる品目については介護保険から給付を受けていただくことになります。

対象早見表 ※一応の目安であり、所得等により対象から除かれる場合があります。

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚	●	●	●	●	●	●
聴 覚	—	●	●	●	—	●
平衡機能	—	—	●	—	●	—
言語そしゃく	—	—	●	●	—	—
肢体不自由	●	●	●	●	●	●
内 部	●	●	●	●		
精 神	●	●	●			
知 的	A 1 ●	A 2 ●	B 1 ●	B 2 ●		

◎ 給付内容

障 害	給付物
視覚障害	視覚障害者用テーブルコーダー、視覚障害者用時計、視覚障害者用活字文書読上げ装置、電磁調理器、点字器視覚障害者用拡大読書器等
聴覚障害 音声言語障害	聴覚障害者用情報受信装置、聴覚障害者用通信装置（FAX）※1、聴覚障害者用屋内信号装置（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、屋内信号灯を含む）、人工喉頭 等
肢体不自由	特殊便器、パソコン※2、浴槽（湯沸器含む）、特殊マット、特殊寝台、歩行支援用具、収尿器、入浴補助用具、体位変換器、移動用リフト、特殊尿器、便器、住宅改修 等
じん臓機能障害	透析液加温器
ぼうこう又は直腸障害	ストマ用装具（蓄尿袋、蓄便袋）
呼吸器機能障害	ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター
知的障害	特殊マット、特殊便器、火災警報機、自動消火器、頭部保護帽、電磁調理器 等
難病患者	便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車椅子、歩行支援用具、電気式たん吸引器 等
小児慢性特定疾病	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム 等

※1、2…非課税世帯に限ります。

2. その他サービス

2-1 福祉医療費助成（障害者、65歳以上重度障害者医療費）

保険診療による医療費のうち、自己負担額の助成を行う制度です。

所得制限があり、年齢と障害要件に応じて障害者医療費受給者資格証又は、65歳以上重度障害者医療費受給者資格証が交付されます。

対 象

医療保険に加入していて、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1～4級をお持ちの方
- ・療育手帳A1、A2、B1（知能指数50以下）をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

所得制限額一覧表

扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	3,604,000 円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

対象早見表 ※ 一応の目安であり、所得等により対象から除かれる場合があります。

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚	●	●	●	●		
聴 覚	—	●	●	●	—	
平衡機能	—	—	●	—		—
言語そしゃく	—	—	●	●	—	—
肢体不自由	●	●	●	●		
内 部	●	●	●	●		
精 神	●	●				
知 的	A 1 ●	A 2 ●	B 1 ●	B 2		

窓 口

障害福祉課

TEL 24-1171 FAX 24-5812

2-2 指定難病医療の給付

原因不明で治療方法が確立していない難病のうち、対象の疾病について医療の給付を行います。

対 象

ベーチェット病、パーキンソン病、再生不良性貧血、重症筋無力症など

窓 口

桑名保健所 地域保健課 TEL 24-3620 FAX 24-3692

2-3 小児慢性特定疾病医療の給付

小児慢性特定疾病医療のうち、特定の疾患については医療の給付を行います。

対 象

18歳未満の児童で、該当疾患の方

該当疾患…悪性新生物、慢性じん疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病など

窓 口

桑名保健所 地域保健課 TEL 24-3620 FAX 24-3692

2-4 障害者おむつ助成

介護している家族の方のおむつ費の負担を軽減するため、在宅で常時おむつを使用している身体障害者（1・2級）の方に、1ヶ月あたり5,400円分のおむつ引換券によるおむつ助成を行います。

対 象

在宅で常時おむつを使用している方で、身体障害者手帳1・2級をお持ちの方

※生活保護を受けている方、日常生活用具の制度によりおむつの給付を受けている方は除く

※介護保険の認定で、要介護4及び要介護5の認定を受けている方は、介護高齢課が窓口になります。

2-5 在宅障害者デイサービス事業

在宅障害者の方の自立の促進や生活の改善、身体機能の維持向上等を図るため、桑名市総合福祉会館において、各種文化的活動等の技術援助及び作業を通じて機能訓練、維持、社会参加を目的とした事業を行っています。なお、送迎サービスはありません。

対 象

桑名市内に住所を有する在宅障害者の方

3. 社会参加の促進

3-1 自動車改造費助成

就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造する必要がある場合に、その費用に対して10万円を限度として支給します。（所得制限あり）
なお、原則として改造前に申請が必要です。

対 象

身体障害者手帳（上下肢、体幹）をお持ちの方で、自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置等（アクセル・ブレーキ）の一部を改造する必要がある方（免許センター等で条件付運転が認められた方）

3-2 自動車運転免許取得助成

身体障害の方が、普通運転免許を取得した場合、その取得に要した費用の2/3に相当する額を10万円を限度として支給します。（所得制限あり）

対 象

身体障害者手帳1～4級をお持ちの方

3-3 自動車燃料費助成

障害のある方が、社会参加又は医療機関への通院等のため自動車を利用する場合、自動車燃料費の一部を助成します（所得制限あり）。

ただし、『タクシー券助成』との選択となり、どちらか一つしか選べません。

対 象

- ・身体障害者手帳1、2級をお持ちの方
- ・療育手帳Aをお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※対象となる自動車は、上記対象者が所有又は上記対象者と生計を1つにする方に限ります。

◎ 助成額 1リットル当たり50円（各月上限1,000円）

◎ 支給月 4月、8月、12月 ※年3回

3-4 タクシー券助成

障害のある方が、社会参加又は医療機関への通院等のためタクシーを利用する際に、乗車料金を助成するタクシー券を交付します（所得制限あり）。

申請月によって下記の表の交付枚数となります。※最大55枚

ただし、『自動車燃料費助成』との選択となり、どちらか一つしか選べません。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付数	55枚	55枚	50枚	45枚	40枚	35枚	30枚	25枚	20枚	15枚	10枚	5枚

対 象

- ・身体障害者手帳1、2級をお持ちの方
- ・療育手帳Aをお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

◎ 助成額 タクシー券1枚当たり 730円

◎ 利用できるタクシー会社 電話番号

・近鉄タクシー	0594 - 76 - 5050
・三交タクシー	0594 - 22 - 1500
・名鉄タクシー	0570 - 023 - 003
・誠福祉タクシー	0120 - 157 - 987
・あうん介護タクシー	090 - 4858 - 3859
・訪問介護ほほえみ	0594 - 25 - 8187
・いなべ福祉タクシーひまわり	090 - 3484 - 9282
・北勢コアラ	0594 - 46 - 9300
・愛ハートいなべ	0120 - 181 - 034
・たんぽぽワークス	059 - 327 - 5903
・介護タクシーサービスポノポノ	090 - 4262 - 6190
・福祉タクシーうたたね	070 - 8959 - 3772
・ふじの花福祉タクシー	080 - 8999 - 3393
・福祉タクシーきりん	070 - 1612 - 0168
・介護バンクウエル	0594 - 41 - 4165
・大山田介護タクシー	090 - 8677 - 0074
・くわなケアタクシーぶらんこ	090 - 4155 - 8582
・ツルマルサービス	090 - 1784 - 0210
・CARE TAXI 一菜	090 - 7852 - 6548

3-5 タクシー運賃の割引

障害者手帳をお持ちの方がタクシーを利用する際、障害者手帳を運転手に提示することで、運賃が1割引になります。詳しくはタクシー会社にお問合せ下さい。

対 象

障害者手帳をお持ちの方

3-6 駐車禁止除外指定車標章

心身に障害を持ち、歩行が困難な方が自分で運転又は同乗している自動車が、公安委員会の駐車禁止除外指定の許可を受けた場合は、駐車禁止規制の対象から除外されることがあります。詳しくは桑名警察署にお問合せください。

窓 口

桑名警察署 TEL 24 - 0110

3-7 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害の方が、日常生活又は、社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行えるよう、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

※ただし、営利を目的とした活動、宗教活動、政治活動等ご利用できない場合があります。

対 象

聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方

◎ 派遣先の範囲 原則市内

◎ 時間帯 8時00分 から 21時00分

※緊急又はやむを得ない事情と認めた場合、この限りではありません。

◎ 派遣の費用 無料

3-8 障害者パソコン講習

障害者のコミュニケーションを円滑にするとともに、社会参加の促進を目的として、パソコン訪問講習を行っています。

対 象

障害者手帳をお持ちの外出困難な方

◎ 訪問講習 指導員が自宅を訪問（6回）

3-9 視覚障害者歩行訓練・点字教室

視覚障害の方を対象に、歩行訓練及び点字指導を行います。

対 象

視覚障害の障害者手帳をお持ちの方

◎ 歩行訓練 1回あたり2時間程度の訓練を、10回実施します。

◎ 点字教室 1回あたり2時間程度の訓練（月2回）を11ヶ月実施します。

3-10 点字・声の広報等発行事業

視覚障害等、文字による情報入手が困難な障害者の方に、点訳、音訳等の最も適切な方法で、地域生活に必要な情報を、定期的に提供する事業を行っています。

対 象

視覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方

◎ 提 供 物 市・県の広報、視覚障害者等の障害者関係事業の紹介、生活情報やその他の必要な情報

4. 手当・年金等

4-1 障害者（児）手当

① 特別児童扶養手当

対 象

20歳未満で政令に定める程度の身体・知的・精神障害がある児童を養育している父母又は養育者

◎ 受 給 額 1級 月 額 56,800 円
 2級 月 額 37,830 円

※ 手当月額は改定されることがあります。

◎ 受 給 日 4月、8月、11月の各11日

◎ 所得制限

扶養親族等※1 の数	受給者（父母又は養育 者）の所得	配偶者および扶養義務 者の所得
0人	4,596,000 円未満	6,287,000 円未満
1人	4,976,000 円未満	6,536,000 円未満
2人	5,356,000 円未満	6,749,000 円未満
3人目以降	1人につき 380,000加算	1人につき 213,000加算

なお、制限額は、各種控除及び社会保険料等を差し引いた額です。

※1 控除対象配偶者と扶養親族

② 障害児福祉手当

対 象

障害の程度が以下のいずれかに該当し、障害年金を受給していない在宅の20歳未満の方

- ・身体障害者手帳1級又は2級程度
- ・療育手帳A1程度
- ・精神障害者保健福祉手帳1級程度

◎ 受 給 額 月 額 16,100 円

※ 手当月額は改定されることがあります。

◎ 受 給 日 2月、5月、8月、11月の各10日

◎ 所得制限

扶養親族等の 数	受給者（障害児）の所 得	配偶者および扶養義務 者の所得
0人	3,604,000 円未満	6,287,000 円未満
1人	3,984,000 円未満	6,536,000 円未満
2人	4,364,000 円未満	6,749,000 円未満
3人目以降	1人につき 380,000加算	1人につき 213,000加算

なお、制限額は、各種控除及び社会保険料等を差し引いた額です。

③ 特別障害者手当

対 象

以下のいずれかに該当する在宅の20歳以上の方

- ・ 内部障害を有する者で、絶対安静を必要としていること
- ・ 肢体障害を有する者で、日常生活に介護を必要としていること
- ・ 最重度の知的又は精神障害を有する者で、日常生活に常時介護を必要としていること
- ・ 2つ以上の障害を有する者

◎ 受 給 額 月 額 29,590 円

※ 手当月額は改定されることがあります。

◎ 受 給 日 2月、5月、8月、11月の各10日

◎ 所得制限

扶養親族等の 数	受給者（障害児）の所 得	配偶者および扶養義務 者の所得
0人	3,604,000 円未満	6,287,000 円未満
1人	3,984,000 円未満	6,536,000 円未満
2人	4,364,000 円未満	6,749,000 円未満
3人目以降	1人につき 380,000加算	1人につき 213,000加算

④ 桑名市障害者（児）福祉手当

対 象

以下のいずれかに該当し、②障害児福祉手当、③特別障害者手当の手当を受けていない方
及び生活保護を受けていない方

- ・ 身体障害者手帳1～4級をお持ちの方
- ・ 療育手帳をお持ちの方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◎ 受 給 額

身体障害者手帳	1級	月 額 2,000 円
	2級	月 額 1,500 円
	3、4級	月 額 700 円
療育手帳	A、B 1	月 額 2,000 円
	B 2	月 額 700 円
精神障害者保健福祉手帳	1、2級	月 額 2,000 円
	3級	月 額 700 円

◎ 受 給 日 3月、6月、9月、12月の各月末（※12月のみ25日）

◎ 所得制限 なし

⑤ 児童扶養手当

対 象

父又は母が重度障害（国民年金の障害等級１級程度）を有し、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童（重・中度の障害児は２０歳未満）を養育している方

対象早見表 ※ 一応の目安であり、所得等により対象から除かれる場合があります。

障害区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級
視 覚	●	●				
聴 覚	—	●			—	
平衡機能	—	—		—		—
言語そしゃく	—	—			—	—
肢体不自由	●	●				
内 部	●	●				
精 神	●					
知 的	A 1	●	A 2	B 1	B 2	

◎ 受 給 額

児童１人目	月 額 46,690 円	一部支給の場合 46,680～11,010円
児童２人目 以降	月 額 11,030 円	一部支給の場合 11,020～5,520円加算

◎ 受 給 日 ５月、７月、９月、１１月、１月、３月の各１１日

◎ 所得制限

扶養親族等の 数	受給者の所得		扶養義務者の所得
	全部支給	一部支給	
０人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満
１人	1,070,000円未満	2,460,000円未満	2,740,000円未満
２人	1,450,000円未満	2,840,000円未満	3,120,000円未満
３人目以降	１人につき 380,000加算		

窓 口

子ども未来課

TEL 24-1491 FAX 24-1393

4-2 障害年金

① 障害基礎年金（国民年金）

対 象

(1) 病気やけがなどで初めて診療を受けた日（初診日）に、次のいずれかに該当する方のうち、原則として初診日から1年6か月後に、国民年金法に定める障害等級1・2級に該当する方

- ・ 初診日に国民年金に加入していた20歳以上60歳未満の方
- ・ 初診日に厚生年金保険に加入していなかった60歳以上65歳未満の方

※初診日前日において、一定の保険料納付要件を満たしていること。

※原則として老齢基礎年金（国民年金）を受給している方は対象となりません。

(2) 20歳前の病気やけがで①程度の障害があり、20歳に達した方

※原則として老齢基礎年金（国民年金）を受給している方は対象となりません。

※本人の所得が一定額を超える場合など、支給停止要件があります。

窓 口

四日市年金事務所 TEL 059-353-5515 FAX 059-354-5011

保険年金室 TEL 24-1176 FAX 24-1357

② 障害厚生年金（厚生年金保険）

対 象

病気やけがなどで初めて診療を受けた日（初診日）に厚生年金保険に加入していた方で、障害の程度が厚生年金保険法で定める1～3級に該当する方

※初診日前日において、一定の保険料納付要件を満たしていること。

※ほかに障害手当金の制度があります。

窓 口

四日市年金事務所 TEL 059-353-5515 FAX 059-354-5011

4-3 心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者がお亡くなりになったとき又は重度障害の状態となったときに、障害のある方に終身年金を支給する制度です。

対 象

以下のいずれかに該当する方を扶養し、

- ・身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・身体、知的、精神に永続した障害のある方で上記の①、②と同じ程度の方

以下の要件を満たす保護者（配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族の方）

- ・三重県内に住所がある方
- ・65歳未満である方
- ・特別の疾病又は障害がない方

◎ 掛金の口数は、障害のある方1人につき2口まで加入できます。

◎ 掛金…下表参照（加入する年齢により、掛け金が違います）

掛金一覧表

加入時 年齢	掛金月額 (1口あたり)	・加入者が20年以上継続してこの制度に加入し、かつ65歳に達した後の、最初の加入応答月から掛け金は免除になります。 ・毎月の掛け金は所得税法及び地方税法上の小規模企業共済等掛金控除の対象となります。 ・経済的理由により掛金を納入することが困難な人のために、掛金1口目については、減免制度があります。
35歳未満	9,300 円	
35～39歳	11,400 円	
40～44歳	14,300 円	
45～49歳	17,300 円	
50～54歳	18,800 円	
55～59歳	20,700 円	
60～64歳	23,300 円	

給付金一覧

種 類	内 容	加入期間	受給金額
年 金	加入者が死亡または重度障害になった時、障害者の方へ終身年金が支給されます。	加入後 いつでも	月額 20,000 円
弔慰金	加入者より先に障害者の方が死亡した時、弔慰金が支給されます。	1～4年	50,000 円
		5～19年	125,000 円
		20年以上	250,000 円
脱退一時金	5年以上継続して加入後、加入者が脱退申出をしたときは、脱退一時金が支給されます。	5～9年	75,000 円
		10～19年	125,000 円
		20年以上	250,000 円

5. 税金・公共料金等の減免、特例

5-1 税制

税の減免及び特例を受けることができます。対象や控除額等は税制ごとに異なります。

① 所得税

◎ 控除額（所得金額から差し引かれる金額）

障害者控除

一 般 障 害 者 ※1 27 万円

※1 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2、3級
本人又は控除対象配偶者、扶養親族が対象

特 別 障 害 者 ※2 40 万円

※2 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級
本人又は控除対象配偶者、扶養親族（同居以外）が対象

同 居 特 別 障 害 者 ※3 75 万円

※3 控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合

窓 口

桑名税務署

TEL 22-5121 FAX 22-6710

② 市県民税

◎ 控除額（年額）

障害者控除

一 般 障 害 者 ※1 26 万円

※1 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2、3級
本人又は控除対象配偶者、扶養親族が対象

特 別 障 害 者 ※2 30 万円

※2 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級
本人又は控除対象配偶者、扶養親族（同居以外）が対象

同 居 特 別 障 害 者 ※3 53 万円

※3 控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合

◎ 非 課 税 前年所得が135万円以下の障害者は非課税

※非課税は納税者本人が障害者の場合のみ

窓 口

税務課

TEL 24-1149 FAX 24-1253

③ 相続税

◎ 控除額

(1) 一般障害者… 10万円×(85歳に達するまでの年数)

(2) 特別障害者… 20万円×(85歳に達するまでの年数)

※ (1)、(2)とも相続人が障害者の場合のみ適用されます。

窓 口

桑名税務署 TEL 22-5121 FAX 22-6710

④ 贈与税

特定障害者扶養信託の贈与税の非課税

※特定障害者… 1 特別障害者

2 特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方

対 象

特定障害者を受益者として、信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち、一定額までは課税されません。

対象早見表 ※ 一応の目安です。

障害区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚	●	●				
聴 覚	—	●			—	
平衡機能	—	—		—		—
言語そしゃく	—	—			—	—
肢体不自由	●	●				
内 部	●	●				
精 神	●					
知 的	A 1	●	A 2	B 1	B 2	

窓 口

桑名税務署 TEL 22-5121 FAX 22-6710

⑤ 事業税

医業に関する事業税の非課税（視覚障害者が行う特定事業のみ）

対 象

失明又は、両目の矯正視力が0.06以下の重度の視覚障害者が行うあんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の医療に類する事業

対象早見表 ※ 一応の目安です。

障害区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚	●	●	●	●		
聴 覚	—				—	
平衡機能	—	—		—		—
言語そしゃく	—	—			—	—
肢体不自由						
内 部						
精 神						
知 的	A 1		A 2		B 1	B 2

窓 口

桑名県税事務所

TEL 24-3613 FAX 24-3691

5-2 自動車税・軽自動車税の減免

対象者は自動車税・軽自動車税が減免されます。

対象となる自動車は障害のある方1人につき1台に限ります。

- ◎ 要件 障害者の方が自動車の所有者及び使用者になることを条件（未成年と知的障害者の方は手帳記載の保護者で可、精神障害者は同居家族で可）に次のいずれかに該当する場合
- (1) 障害者本人が運転するとき
 - (2) 通院・通学・通勤・生業のために、週1回以上、家族が本人を乗せて運転するとき
 - (3) ひとり暮らしの障害者の方か、障害者等のみの世帯で、常時介護者が障害者本人を乗せて週3回以上、1年以上にわたって継続的に車を使用するとき

対 象

自動車税等の一覧（●は適用）

障害区分	①本人運転						②家族運転 ③介護者運転					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者												
視 覚	●	●	●	●			●	●	●	●		
聴 覚		●	●					●	●			
平衡機能			●						●			
音声言語（喉頭摘出者のみ）			●						●			
上 肢	●	●					●	●				
下 肢	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	▲
体 幹	●	●	●		●		●	●	●		▲	
内 部	●		●				●		●			
免 疫	●	●	●				●	●	●			
肝機能障害	●	●	●				●	●	●			
知的障害者	—						A					
精神障害者	—						1級					

▲ 軽自動車税（種別割）のみ

※ 通院医療費番号の記載された物

窓 口

自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）

桑名県税事務所 TEL 24-3611 FAX 24-3691

軽自動車税（種別割）

税務課

TEL 24-1145 FAX 24-1253

5-3 点字郵便物の無料取扱い

視覚障害者宛に、点字物や録音物等を郵送する場合は無料となります。

① 点字郵便物

視覚障害者用点字のみを掲げたものを内容とするもの。重量3kgまで。

② 視覚障害者用録音物又は点字用紙を内容とする郵便物

点字図書館、点字出版施設等の盲人福祉施設等（日本郵便株式会社の指定するものに限る）
において発受するもの。重量3kgまで。

窓	□
---	---

お近くの郵便局又は、桑名郵便局

5-4 鉄道・バス運賃の割引

① 鉄道運賃（JR、近鉄、三岐等）の割引

対 象

身体障害者手帳第1・2種、療育手帳第1種（A）・第2種（B）を持っている方

内 容 例

※割引内容については各社異なる場合があります。

詳しくは各鉄道会社へお問合せください。

利用区分	種類	割引率	取扱区間
第1種の方が、介護者とともに利用する場合	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 (小児を除く) 等	50% (介護者も同率)	全線
12歳未満の第2種の方の介護者	定期乗車券 (介護者のみ)		
第1種の方及び第2種の方が、1人で利用する場合	普通乗車券	50%	全線 ただし、片道100kmを超える区間に限る

利用方法

乗車券等を購入するときに、手帳を発売窓口に提示してください。

問合せ

各鉄道会社

② バス運賃（JR、三交、三岐等）の割引

対 象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持っている方

内 容

・普通乗車券

降車時に手帳を提示すれば、運賃が50%割引になります。

さらに、第1種（療育手帳Aを含む）のかたは、介護者も割引になることがあります。

※割引内容については、各社異なる場合があります。

詳しくは各バス会社へお問合せください。

問合せ

各バス会社

5-5 航空運賃の割引

対 象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持っている方（12歳以上）とその介護者

内 容

国内線を利用するとき、航空運賃が割引になることがあります。

問合せ

各航空会社

5-6 有料道路の通行料金の割引制度

有料道路を利用する際、料金が半額になります。

対 象

次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で本人運転（等級、障害区分問わず）の場合
- ・第1種の身体障害者手帳をお持ちの方で介護者運転の場合
- ・療育手帳Aをお持ちの方で介護者運転の場合

※ 自動車は障害者1人につき1台のみ適用。

本人、配偶者及び直系血族等の親族が所有する乗用自動車、貨物自動車（ライトバン等に限る）又は特殊用途自動車（営業用の自動車は除く）。

ただし、介護者の運転により割引を受ける障害者については、本人、配偶者及び直系血族等の親族が自動車を所有していない場合に日常的介護者が所有する自動車を対象とすることができます。

※ 事前に登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）でのご利用時にも、一定の要件のもとで障害者割引の適用がされます。

5-7 NHK放送受信料の減免

NHK放送受信料が半額又は全額免除されます。

対 象

- ◎ 全額免除 身体・療育・精神とも等級を問わず、手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、世帯全員が非課税である場合
- ◎ 半額免除 次のいずれかに該当する方が契約者である場合
 - ・視覚、聴覚1～6級をお持ちの方で世帯主の方
 - ・肢体、内部障害1・2級をお持ちの方で世帯主の方
 - ・療育手帳Aをお持ちの方で世帯主の方
 - ・児童相談所、障害者相談支援センター、保健福祉センター又は指定医により重度の知的障害者と判定された方で世帯主の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方で世帯主の方

問合せ

NHK津放送局（免除の内容に関すること）TEL：059-229-3002 FAX：059-229-3039

5-8 携帯電話料金の割引

携帯電話の基本使用料の割引などがあります。割引内容は携帯電話会社により異なります。詳しくは、携帯電話各社にお問合せください。

対 象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

窓 口

各携帯電話会社

5-9 NTT無料番号案内

障害により電話帳の使用が困難な方に、無料で番号案内を利用できる制度です。サービスの利用には事前の申し込みが必要です。

対 象

- 次のいずれかに該当する方
- ・視覚障害1～6級の方
 - ・肢体不自由1、2級の方（上肢・体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
 - ・聴覚障害2級、3級、4級、6級
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級、4級
 - ・療育手帳をお持ちの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

窓 口

NTTふれあい案内 TEL 0120-104-174 FAX 0120-104-134

6. その他

6-1 就学奨励費

小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒を養育している保護者に対し支給されます。
なお、所得制限があります。就学している学校に申し出てください。

対 象

小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒を養育している保護者

窓 口

就学している学校

桑名市教育委員会事務局 教育総務課 TEL 24-1236 FAX 24-1358

6-2 生活福祉資金の貸し付け

他の資金からの借り入れが困難な障害者の世帯に対し、低金利で貸し付ける制度です。
貸付内容は、福祉資金（障害者自動車購入費、技能習得費 他）など。

対 象

身体障害者の方、知的障害者の方又は精神障害者の方がいる家庭

※ 所得等により対象から除かれることがありますので、詳しくは社会福祉協議会へ
お問合わせ下さい。

窓 口

桑名市社会福祉協議会 本 所 TEL 22-8218 FAX 23-5079

桑名市社会福祉協議会 多度支所 TEL 49-2029 FAX 48-6331

桑名市社会福祉協議会 長島支所 TEL 42-2110 FAX 42-2613

6-3 郵便等による不在者投票

選挙の際、郵便等によって投票すること（不在者投票）ができます。

- ◎ 投票手続
- (1) あらかじめ窓口または郵送で市選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書（7年間有効）の交付を受ける
 - (2) 選挙ごとに投票日4日前までに郵便等投票証明書を添えて、投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会へ請求する
 - (3) 投票用紙等が郵送されますので、自宅等で本人が記入し、投票用封筒に入れ、選挙管理委員会へ持参または郵送する

対 象

次の身体障害者のいずれかに該当する方

- ・両下肢、体幹・移動機能障害の1、2級の方
- ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の1・3級の方
- ・免疫、肝臓の障害の1～3級の方

代理記載制度

上記の内容に加え、身体障害者手帳に「上肢又は視覚の障害が1級」と記載されている方は、代理人の記載による郵便等投票ができます。

窓 口

桑名市選挙管理委員会

TEL 24-1216 FAX 24-1350

7. 保育・療育・教育

7-1 保育

集団保育（統合保育）を希望する障害のあるお子さんの保育を市内各公立私立保育所（園）で行っています。

窓 口

幼保支援課 TEL 24-1284 FAX 24-1351

7-2 障害児支援

心身に障害がある児童、医療的ケア児、発達の気になる児童の障害児支援(福祉サービス)は下記のとおりです。利用については、受給者証が必要です。市の窓口にご相談ください。

サービス名称	対 象	内 容
児童発達支援	0歳から6歳までの 未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	6歳から18歳までの 就学児 ※1	放課後又は学校の休業日(夏休みなどの長期休業日等)に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等 訪問支援	0歳から18歳	保育所等を訪問し、障害のあるお子さん、発達の気になるお子さんに対し、他の児童との集団生活に適應できるよう専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	0歳から18歳※2	居宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

※1 場合によっては20歳まで

※2 重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児が対象。

窓 口

子ども発達・小児在宅支援室 TEL 24-1299 FAX 22-7811

7-3 教育

	種 別	学 校
特別支援学級	知的障害者 肢体不自由者 病弱及び身体虚弱者 弱視者 難聴者 言語障害者 自閉症・情緒障害者	小学校、中学校において障害のある児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級です。
通級指導教室	言語障害者 自閉症者 情緒障害者 弱視者 難聴者 学習障害者 注意欠陥多動性障害者 肢体不自由者 病弱及び身体虚弱者	小学校、中学校において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う教室です。

※文部科学省『特別支援教育の現状』より引用

窓 口

桑名市教育委員会事務局 人権教育課
学校支援課 学務係

TEL 24-1192 FAX 24-1358
TEL 24-1239 FAX 24-1358